

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口	03-5253-8111 (内線42-423) 問い合わせ電話番号	国土交通省自動車局整備課
<p>(概要)</p> <p>指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検場）の不正行為（ペーパー車検、不正改造車の車検等）に関する情報をお持ちの場合、情報をお寄せください。</p> <p>※ 通報者の個人情報 を 厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。</p> <p>※ お寄せいただいた情報は、国土交通省において、指定自動車整備事業者における不正行為に関する調査等の参考として活用させていただきます。</p> <p>※ 通報内容欄には、できる限り詳細情報を記入してください。</p> <p>※ 指定自動車整備事業者における不正行為と直接関係ない、車両の不具合等に関する連絡はご遠慮願います。</p> <p>※ ご記入いただいた内容についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>※ ご記入いただいた内容についての確認のためにご連絡させていただく場合がございます。</p>		
自動車の不具合情報 ホットライン	0120-744-9625	国土交通省自動車局審査・リコール課
<p>(概要)</p> <p>自動車やタイヤ、チャイルドシートに異常を感じられたら、自動車不具合情報ホットラインにご連絡頂きますようお願いいたします。</p> <p>※ 車両情報を正確に把握するため、不具合情報を提供して頂く際には、お手元に車検証などの車両情報が分かるものをご用意の上でご連絡ください。</p> <p>オペレータ受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:30 (年内無休：時間外は留守番電話対応)</p>		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東運輸局	045-211-7204	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口	045-211-7254	自動車技術安全部 整備課
国土交通省に同じ		
不正改造車・黒煙 110番	045-211-7254	自動車技術安全部 整備課
不正改造・迷惑黒煙を発見された方は、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報を上記までご一報下さい。 受付時間 平日8:30～17:15（祝日・年末年始は休み）		
群馬運輸支局	050-5540- 2021	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
<p>一般の自動車登録手続きに関するお問い合わせはテレホンサービスによるご案内をいたします。</p> <p>※登録・検査手続き案内の電話番号は「050」から始まるIP電話の番号となります。 お電話の際は、かならず「050」からすべての番号をダイヤルして下さい。</p> <p>間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意願います。</p> <p>※オペレーターに直接問い合わせる場合は、お電話いただいた後自動音声案内の際に、登録関係（名義変更、住所変更、廃車など）については「037」、検査関係（車検、点検整備、自動車の構造など）については「02181」を押して下さい。</p> <p>登録申請受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00 検査申請受付時間 平日8:45～11:45、12:45～15:45 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く） ※手順によって受付開始時間または受付終了時間が異なる場合がありますので、お電話でお問い合わせください。</p>		
指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口	027-263-4422	整備部門
国土交通省に同じ		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
不正改造車・黒煙 110番	027-263-4422	整備部門
関東運輸局に同じ		
独立行政法人 自動車技術総合 機構 群馬事務所	027-290-2222	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
<p>自動車検査において、保安基準適合性審査を担っています。相談等について、①検査担当者等から場所や日時などを指定された場合には、その指示に従うこと、②他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないことの遵守をお願いします。</p> <p>審査時間 1ラウンド 9:00～10:15 2ラウンド 10:30～12:00 3ラウンド 13:00～14:15 4ラウンド 14:30～16:00</p> <p>※ただし、審査前に受付が必要となりますので、国土交通省群馬運輸支局で受付時間を確認してください。</p>		
特別民間法人 軽自動車検査協会 群馬事務所	050-3816-3109 (コールセンター) 050-3818-8625 (検査予約電話)	〒371-0132 前橋市五代町1047-2
<p>軽自動車の名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。ご質問に回答していただき必要書類等をご案内しています。</p> <p>必ず自動車検査証（車検証）をお手元にご用意の上、ご利用ください。</p> <p>窓口受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p> <p>※来所後、申請書類等を記入いただきますので、お時間に余裕を持ってお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>（注）平成31年2月12日、新事務所に移転</p>		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬自動車整備振 興会	.027-261-0221	〒371-0007 前橋市上泉町 397-1
<p>(概要) 会員事業者が行った自動車の点検、整備に対する、ユーザーからのご相談に応じます。</p>		
一般社団法人 自動車公正取引協 議会 消費者相談室	.03-5511-2115	〒100-0014 東京都千代田区 永田町1-11-30
<p>(概要) 車・バイク購入のトラブルご相談は、自動車公正取引協議会「消費者相談室」へお電話ください。自動車公取協「会員店」と消費者との間でトラブルが発生した場合は、トラブルを解決するためのアドバイスをを行っています。 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～17:00 (祝日、夏期、年末年始などは受付けておりません。)</p>		
一般社団法人 日本中古自動車販 売協会連合会 中古車相談室	.03-5333-5881 (連合会代表)	〒151-0013 東京都渋谷区 代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和 損保新宿ビル10階
<p>(概要) 中古車に関する質問など、お気軽にご利用ください。JU加盟店で購入された場合は、加盟店所属の販売協会にご相談ください。 〔JU中販連自動音声相談サービス〕03-5333-3328 このサービスは、24時間体制で中古車に関するご相談に応じるものです。ご都合のよい時間にアクセスし、ご活用ください。</p>		
中販連関東甲信越 連絡協議会 中古車相談室	03-3271-9311 (代表)	〒103-0027 東京都中央区 日本橋2-3-18 石黒ビル 3階
日本中古自動車販売協会連合会に同じ		
群馬県中古自動車 販売協会 中古車相談室	027-350-1200 (代表)	〒370-0033 高崎市中大類町118-1
日本中古自動車販売協会連合会に同じ		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
海外渡航・滞在、外国旅行		
外務省	03-3580-3311 (代表)	〒100-8919 東京都千代田区 霞が関2-2-1
領事サービスセンター 海外安全情報に関すること	03-3580-3311 (内線2902、 2903)	外務省南庁舎1階 外務省領事局 領事サービスセンター 海外安全相談班
<p>〔海外安全情報〕 海外安全に関する様々な相談や、海外安全対策パンフレットを入手することができます。</p> <p>相談受付時間 平日 9:00～12:30、13:30～17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航先の国では暴動・テロ事件などが発生していないか。 ・外務省では、治安情勢の悪化などにより、渡航にあたって特別な注意が必要な国・地域、あるいは渡航を控えることが望ましい国・地域に海外安全情報（危険情報、スポット情報）を発出しており、センターを通じて同情報の周知を図っています。 ・日本人が被害にあっている強盗や窃盗などの犯罪には、どんな手口があるのか。また、被害者とならないためにはどうすればよいのか。 ・クーデターなどで治安が悪化していると聞いたが、渡航することに問題はないか。 ・渡航する場合、どんな注意が必要か。 ・外貨申告漏れなど、日本人がよくトラブルに巻き込まれている問題にはどんなものがあるのか。 		
領事サービスセンター 公的証明に関すること	03-3580-3311 (内線2308)	外務省南庁舎1階 外務省領事局 領事サービスセンター 証明班
<p>〔外務省（日本国内）における証明（公印確認・アポステューユ）〕 （公印確認）</p> <p>日本にある外国の大使館・（総）領事館の領事による認証（＝領事認証）を取得するために事前に必要となる外務省の証明のことです。外務省では公文書上に押印されている公印についてその公文書上に証明を行っています。外務省で公印確認を受けた後は必ず日本にある外国の大使館・（総）領事館の領事認証を取得して下さい。</p> <p>外務省における公印確認は、その後の駐日外国大使館・（総）領事館での領事認証が必要となる証明ですので、必ず駐日外国領事による認証を受けてから提出国関係機関へ提出して下さい。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>提出先機関の意向で日本外務省の公印確認証明ではなく、現地にある日本大使館や総領事館の証明が求められている場合があります。外務省で公印確認証明を受けた書類は、現地日本大使館や総領事館で重ねて証明することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>(アポステューユ)</p> <p>「外国公文書の認証を不要とする条約（略称：認証不要条約）」 (1961年10月5日のハーグ条約)に基づく付箋（ニアポステューユ）による外務省の証明の事です。提出先国はハーグ条約締約国のみです。アポステューユを取得すると日本にある大使館・（総）領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国で使用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出先国がハーグ条約（認証不要条約）の締約国であっても、領事認証が必要となり、公印確認を求められる場合があります。事前に提出先または日本にある提出先国の大使館・（総）領事館にご確認ください。 ・ハーグ条約に加入していない国へ提出する公文書の証明は全て公印確認となります。 <p>相談受付時間（公印確認・アポステューユ） （代表電話番号にかけますと、オペレーターが電話に出ますので、内線「2308」に転送するようお願い下さい。） 平日 9:00～12:30、13:30～17:00（祝日を除く）</p> <p>申請受付時間（公印確認・アポステューユ） 平日 9:15～12:15、13:30～16:00（祝日を除く）</p> <p>受取時間（公印確認・アポステューユ） 平日 9:00～12:30、13:30～17:00 （申請日の翌日（祝日を除く）午前9時からのお渡しです） （注）午前の開始時は混雑緩和のため、申請受付時間と受取時間に15分の時間差を設けておりますので、ご注意ください。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
領事サービスセンター ビザに関すること	03-3580-3311 (代表)	外務省南庁舎1階 外務省領事局 領事サービスセンター 査証相談班
<p>領事サービスセンター（査証相談班）では、ビザ申請に必要な書類についての案内、その他ビザに関する各種相談などを行っております。</p> <p>日本国籍の方が海外へ渡航する際のビザについては、渡航先国・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なり、また、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もありますので、詳細は日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手してください。なお、各国の一般的な出入国審査等については、外務省 海外安全ホームページの安全対策基礎データでも参照できます。</p> <p>相談受付時間 平日9:00～12:30、13:30～17:00（祝日を除く）</p> <p>〔電話サービス（自動応答電話システム）〕</p> <p>本サービスを利用するには、まず次の番号をダイヤルし、つながりましたら音声ガイダンスに従い、ご利用目的の番号を押してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">03-5501-8431</p> <p>サービス内容一覧</p> <p>（1）音声自動応答サービス（24時間）</p> <p>a.外務省情報FAXサービス（ビザ関係）による資料請求方法のご案内</p> <p>b.郵便による資料請求方法のご案内</p> <p>c.領事サービスセンター（査証相談班）のご案内</p> <p>d.外務省ホームページアドレスのご案内</p> <p>（2）ビザ審査状況のご照会（注：日本国外にある日本大使館・総領事館から外務省に申請書類が送付されたケースについてのみ）</p> <p style="padding-left: 2em;">（平日10:00～12:00、14:00～16:00）</p> <p>（3）その他、ビザに関する各種ご照会</p> <p style="padding-left: 2em;">（平日 9:00～12:30、13:30～17:00）</p>		
<p>〔外務省情報FAXサービス（ビザ関係）（24時間）〕</p> <p>FAX付の電話機からビザの申請手続や日本側で用意する書類についての案内を入手できるサービスです。</p> <p>ご利用方法は、まずFAX番号（03-5501-8490）をダイヤルし、続いてご希望の案内のID番号をダイヤルして頂きます。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
領事サービスセンター パスポートに関する こと	03-3580-3311 (内線2325)	外務省領事局旅券課
<p>個別の事情による申請に必要な書類を含め、パスポートについての詳細なお問い合わせは、日本国内での申請の場合は各都道府県の申請窓口、海外での申請の場合は各在外公館までお問い合わせください。</p>		
NGO海外テロ・誘拐対策相談	03-3580-3311 (内線3043)	外務省領事局邦人テロ対策室
<p>海外の危険地域他のサイトへ（危険情報「退避勧告」又は「渡航延期勧告」が発出されている地域。）で現に支援活動を行っているか、又は活動することを念頭に渡航を予定しているNGOの日本人職員の方（これからNGOに参加して活動しようと考えている方を含む。）が、海外におけるテロその他の重大犯罪（誘拐等）対策について情報収集できるよう、電話にて相談を受け付けるものです。</p>		
東京税関	03-3599-6214 (総務課)	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎
輸出入通関手続等に関する「お問い合わせ・ご相談」	03-3529-0700	税関相談官
<p>輸入手続等に関する相談・苦情を処理することにより、相談等の依頼者に対し正しい知識を供与し、あるいはこれらの者の誤解を解き、更には、必要に応じ手続等の是正、改善措置を講ずることを目的としています。 受付時間：平日8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）</p>		
知的財産（認定手続）に関する相談 ・お問合せ	03-3599-6369	業務部知的財産調査官
<p>知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言います。その侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 (祝祭日及び年末年始を除く。) (注)「知的財産侵害物品」とは、いわゆるコピー商品のことです。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
経済産業省	03-3501-1511 (代表)	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関2-1-3
政府模倣品・海賊版 対策総合窓口	03-3501-1701	製造産業局 模倣品対策室 (経済産業省本館5階東8)
<p>(概要)</p> <p>知的財産権は、人の幅広い知的創造活動について、その創作者に独占的に創作を利用する権利などを与えるものですが、そうした権利を無視して無断で創作を利用し、作成されたものが模倣品・海賊版と言われるものです。このように模倣品・海賊版を作成する行為、無断で創作を利用する行為が権利侵害です。</p> <p>模倣品とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を侵害する製品のことを言います。例えば、有名ブランドのマークを真似したマークを付けたバッグなどがあります。</p> <p>海賊版とは、著作権、著作隣接権を侵害する製品のことを言います。例えば、日本のアニメーションが海外で無断で複製され、販売されていることなどがあります。</p> <p>相談受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）</p> <p>※ 来訪による相談には事前の予約が必要です。</p> <p>※ 必ず氏名、連絡先と、以下の事項についても可能な限りお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 模倣品等による被害が生じている国・地域名 2. 被害の実態 3. 特許、意匠、商標などの権利取得の有無 4. 侵害されている権利：特許、実用新案、意匠、商標、著作権、育成者権、不正競争（類似商品、著名表示模倣、デッドコピー、営業秘密の不正取得、技術的制限手段回避装置（コピーガードキャンセラー等）） 		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県生活文化 スポーツ部県民 センター	027-226-3860	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎2階 南側
パスポートの申請を受け付けるのは、住民票のある市町村のパスポート窓口です。県庁内では、手続きはできません。		
群馬県健康福祉 部保健予防課	027-226-3384	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎11階 南側
海外渡航時の予防接種。保健福祉事務所（352ページ～354ページ参照）でも相談に応じています。		
特定非営利活動法人 海外渡航者安全事 業共済会	03-6380-0745	〒102-0076 東京都千代田区 五番町12-7 ドミール五番町4階
<p>（概要）</p> 格安な掛金と充実した内容で、かつ渡航者の皆様が簡便に利用できる保障制度を提供することを目的としております。		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 日本旅行業協会 消費者相談室	03-3592-1266	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階
<p>(概要)</p> <p>1 苦情解決業務</p> <p>(1) 相談業務 お客様から苦情の内容をお伺いし、旅行会社と交渉するうえで必要なことをアドバイスします。</p> <p>(2) 斡旋(あっせん)業務 お客様が旅行会社と交渉しても話し合いが進まない場合に、旅行会社とお客様の間に入り、双方の話し合いを促進します。</p> <p>以上のようにJATAの苦情解決業務はお客様と旅行会社の話し合いを促進するもので、JATAがお客様の代理人として旅行会社と交渉したり、旅行会社に対して一定の行為を命令したりするものではありません。現実的な解決が図られるよう、当事者間の歩み寄りの精神が求められます。</p> <p>受付時間 平日10:00~17:00 (祝日・年末年始はお休みさせていただきます) ※日本語に限らせていただきます。(外国語による申出は承りません)</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>2 取り扱わない</p> <p>(1) 苦情次のような場合は申出を受け付けないことがあります。</p> <p>① 氏名、住所、電話番号等、お客様の特定に必要な事項、もしくはJATAからお客様に連絡するために必要な事項、または旅行のコース名、出発日等、取引の内容を特定するのに必要な事項を明らかにしていただけないとき</p> <p>② 契約者本人以外の方からお申出があったとき（未成年者の親権者、その他の法定代理人を除く）</p> <p>③ 団体グループ契約において、契約責任者以外の方からお申出があったとき</p> <p>④ JATAが申出の方法を指定した場合に、その方法でお申出いただかなかったとき</p> <p>⑤ 苦情の内容がお客様の法令違反、または公序良俗に反する行為によるものであるとき</p> <p>⑥ 他の消費者相談機関に申出を行っているとき</p> <p>⑦ その旅行会社に訴訟、民事調停を提起しているとき、またはそれらの予定があることが明らかであるとき</p> <p>⑧ お客様と旅行会社との間で民事調停、和解、示談が成立しているとき、または判決が確定しているとき</p> <p>⑨ お客様が斡旋（あっせん）を希望する場合に、申出前にお客様と旅行会社の間で話し合いが行われていないとき</p> <p>⑩ お客様と旅行会社との間で合意が成立したもの、または一度苦情解決業務を終了したものについて再度の申出のとき</p> <p>⑪ 旅行業法に基づいて営業している旅行会社（観光庁長官または都道府県知事による登録を受けた旅行者・旅行者代理業者・旅行サービス手配業者）以外に対する苦情</p> <p>【例】</p> <p>ア) お客様が旅行会社を通さずに直接契約を締結した旅館、ホテル等の宿泊施設、航空会社、鉄道会社等の運送機関に対する苦情</p> <p>イ) お客様との間で直接契約を締結しない価格比較サイト、場貸しサイトに対する苦情</p> <p>ウ) 住宅宿泊仲介業者（民泊の仲介を行う会社）に対する苦情</p> <p>エ) 外国の旅行会社に対する苦情</p> <p>⑫ 旅行会社の旅行業務等（旅行業法第2条第1項各号に掲げる行為、同条第6項に定める行為）以外についての苦情</p> <p>【例】</p> <p>ア) 旅行券、旅行積立、旅行保険、土産サービス等についての苦情</p> <p>イ) 旅行業務を伴わない個人情報管理、漏洩等についての苦情</p> <p>ウ) 旅行会社のスタッフの待遇、接客についての苦情</p> <p>上記以外にも申出を受付できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください</p>		

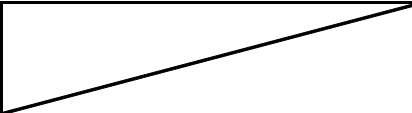
海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(2) 次のような場合は苦情解決業務を終了させていただくことがあります。</p> <p>① お客様の希望する解決の内容がJATAの権限が及ばないもの、またはお客様の損害の回復以外のものであるとき</p> <p>② お客様の申出の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ お客様が、JATAが求める説明や資料の提出にご協力いただけないとき</p> <p>④ お客様に相談員に対する恫喝的、脅迫的または侮辱的な言動があったとき</p> <p>⑤ お客様と旅行会社との間の意見の乖離が埋まらず、解決の見込みがないとJATAが判断したとき</p> <p>⑥ 旅行会社が、JATAが求める説明や資料の提出に応じないとき</p> <p>⑦ お客様が苦情解決業務の内容をインターネット等で公表したとき</p> <p>上記以外にも業務を終了させていただく場合がありますので、詳しくはお問い合わせください</p>		
一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局	03-6277-8310	〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目 2-19 赤坂シャスタ イーストビル3階
<p>(概要)</p> <p>旅行会社の「旅行業協会への所属の有無」、協会所属の場合は「所属する旅行業協会（ANTAまたはJATA）」により苦情相談の問合せ先が異なります。旅行業協会に所属していない旅行会社の場合、当該旅行会社が登録を受けている都道府県観光主管課、消費生活センターでご相談ください。</p> <p>なお、全国旅行業協会（ANTA）が受付できる苦情は、「旅行会社」を利用した場合に限ります。（ホテル・旅館等の宿泊機関や航空会社・鉄道等の運送機関に直接申し込んだ場合や、旅行会社による旅行業務以外の取引については受付できません。）</p> <p>また、全国旅行業協会（ANTA）が行う苦情相談業務とは「中立的立場で事実関係を解明し、適切な助言を行い、苦情解決を側面から支援する」ことにあります。</p>		
一般社団法人 全国旅行業協会 群馬県支部	027-280-3366	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 6階
本部事務局に同じ		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
外国人観光客誘致及び受入、国内旅行		
経済産業省	03-3501-1511 (代表)	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関2-1-3
外国人旅行者向け消費税免税相談窓口	03-3501-1708	商務流通保安グループ 流通政策課
免税制度の普及啓発、許可申請の促進、PRに関する助言及び免税店シンボルマークに関するショッピング相談を受け付けています。		
観光庁	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
安心・安全対応相談窓口	03-5253-8972	観光地域振興部外客受入参事官室
<p>(概要)</p> <p>外国人旅行者の増加に伴い、地域における不慮のケガ・病気などのトラブル事例が増加、又は増加していくことが想定される中、観光庁及び地方運輸局観光部等に自治体向け「安心・安全対応相談窓口」を設置します。</p>		
外国人旅行者向け消費税免税相談窓口	03-5253-8322	観光戦略課
免税制度の普及啓発、許可申請の促進、PRに関する助言及び免税店シンボルマークに関するショッピング相談を受け付けています。		
観光地域づくり相談窓口	03-5253-8111 (内線27-709)	観光地域振興部観光地域振興課
<p>(概要)</p> <p>観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、観光庁内に「観光地域づくり相談窓口」を開設しています。相談内容に応じ、事例集などによるアドバイスや、農林水産省農村振興局や中小企業庁経営支援部など、観光庁にとどまらず他省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介を行い、関係省庁や部局へ橋渡しをします。その後も、状況に応じて適切なフォローを行います。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>日本版DMO相談窓口</p>	<p>03-5253-8328</p>	<p>DMO支援室 日本版DMO担当</p>
<p>(概要)</p> <p>日本版DMOは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。</p> <p>このため、日本版DMOが必ず実施する基礎的な役割・機能（観光地域マーケティング・マネジメント）としては、</p> <p>(1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成</p> <p>(2) 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立</p> <p>(3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションが挙げられます。</p> <p>また、地域の官民の関係者との効果的な役割分担をした上で、例えば、着地型旅行商品の造成・販売やランドオペレーター業務の実施など地域の実情に応じて、日本版DMOが観光地域づくりの一主体として個別事業を実施することも考えられます。</p>		
<p>民泊制度コールセンター</p>	<p>0570-041-389 (フリーダイヤル)</p>	
<p>(概要)</p> <p>民泊制度コールセンターでは、「住宅宿泊事業法」「住宅宿泊事業の届出」に関することや、その他民泊の制度等に関するご質問・ご意見・苦情等を受け付けています。</p> <p>特定の行政庁に判断が委ねられる個別事案等に関するお問い合わせについては、内容によりお答えできない場合もありますので、予めご承知おきください。</p> <p>各自治体が制定する条例や独自ルール等の内容に関するお問い合わせ先は各自治体となりますが、それらに関するご意見・ご要望等については民泊制度コールセンターで受け付けています。</p> <p>受付時間 9:00～22:00</p> <p>※日本語のみのご案内となります。</p> <p>※コールセンターは平日の日中（概ね11時台・15時台～16時台）が混み合い、つながりにくい傾向にありますので、なるべくその時間帯を避けてご連絡いただきますよう、お願いいたします。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東経済産業局	048-600-0213 (代表)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁 舎1号館8階～11階
外国人旅行者向け消 費税免税相談窓口	048-600-0286	産業部 流通・サービス 産業課 商業振興室
関東運輸局	045-211-7204 (総務課)	〒231-8433 横浜市中区 北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
安心・安全対応相談 窓口	045-211-7265	観光部観光地域振興課
観光庁に同じ		
外国人旅行者向け消 費税免税相談窓口	045-211-7273	観光部国際観光課
観光庁に同じ		
観光地域づくり相談 窓口	045-211-7265	観光部観光地域振興課
観光庁に同じ		
観光部 観光企画課	045-211-7245	観
ホテル及び旅館の登録、旅行業の指導監査		
群馬県産業経済部観光局観光物産課		
国際観光係	027-226-3384	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎11階 南側
外国人観光客誘致及び受入体制整備		
観光政策係	027-226-3381	
旅行者		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
特定非営利活動法人 日本バリアフリー 観光推進機構	03-6380-0745	〒160-0004 東京都新宿区 四谷2-14-8 YPCビル7階
(概要) 海外からの身体の不自由な旅行者が増加することを見据えて、日本国内のバリアフリー観光地を結ぶ多言語化情報サイトを公開し、国内旅行のアドバイスおよび手配を行う一元的な相談センターです。		
公益財団法人 日本道路交通情報センター	(下記参照)	〒102-0072 東京都千代田区 飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階・8階 ほか
全国のセンターで現状の道路情報のほか、様々な道路交通に関する情報をお伝えします。なお、担当者による直接応答を主体としていますが、問い合わせが集中するときなどは、自動応答により情報をお伝えします。 〔全国〕 (全国共通ダイヤル(ガイダンス番号による案内)) 050-3369-6666 (全国高速ダイヤル(自動応答専用)) 050-3369-6700 (携帯短縮ダイヤル(携帯電話・PHS専用)) #8011 〔関東地方〕(抄) (全国・関東甲信越情報) 050-3369-6600 (東北・常磐・関越道・東関道・京葉道路・アクアライン情報) 050-3369-6762 (群馬情報) 050-3369-6610		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
道路緊急ダイヤル	#9910	
<p>(概要)</p> <p>道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、直接道路管理者に緊急通報できるようにするとともに、それを受けた道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図ることによって、安全を確保します。道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状が対象〔24時間受付〕</p>		
関東地方整備局	048-601-3151	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
道の相談室	048-600-4970	
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 9:30~17:00 なお、ファックス(048-600-3737)による受付は、24時間受け付けています(対応は翌日又は休日明けの9時30分~17時00分になりますのでご了承ください。) ※国土交通省、地方自治体、高速道路会社等の道路管理者が密接に連携して対応するため、相談いただいた内容、情報は関係する機関に提供することがあります。</p> <p>※群馬県内における河川国道事務所等の管轄区域は、307ページ参照</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東日本高速道路 株式会社 (略称： NEXCO東日本)	03-3506-0111 (代表)	〒100-8979 東京都千代田区 霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング 14階～16階 (総合受付15階)
お客さまセンター	0570-024-024 (ナビダイヤル) または 03-5338-7524	/
<p>(概要) 24時間365日、お客さまの声をお聞きしています。 高速料金やETC割引、交通情報などお気軽にお問い合わせください。 お客さまからのお電話は、対応に正確を期すため、録音させていただいております。あらかじめご了承ください。</p>		
関東支社	048-631-0001	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木 町1-11-20 大宮JPビルディング (総合受付 17階)
<p>(概要) 東京都（一部）、神奈川県（一部）、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬（一部）、長野県（一部）の高速道路の管理と建設を担当しています。 ※関東支社の業務区域については、341ページ参照</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県県土整備 部道路管理課	048-601-3151	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 南側
ぐんま道の相談室	048-600-3195・ 3600	/
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日を除く)</p> <p>群馬県が管理している道路は約3,300kmあり、その道路を安全な状態に維持するために、日々、土木事務所などでパトロールを行っています。</p> <p>パトロールにより落石・倒木・路面の穴などの多くの「危険」が発見されますが道路を利用される皆さまからの情報提供が、より早い発見と安全の確保につながると考えます。</p> <p>道路に「危険」を発見したら、お近くの「ぐんま道の相談室」(「各土木事務所」または「県庁道路管理課」)にご連絡ください。</p> <p>ふるさとの道の安全のために、皆さまのご協力をお願いします。また、交通事故でガードレールなどを損傷してしまった場合にも、安全のためにお近くの土木事務所または警察署にお知らせください。</p> <p>(注) 土木事務所の管轄区域は、360ページ~363ページ参照</p>		
<p>(注) 市町村道についての相談は、364ページ~365ページを参照の上、市町村役場にご連絡ください。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東日本旅客鉄道株式会社 (略称： JR東日本)	03-5334-1111 (代表)	〒371-8570 東京都渋谷区 代々木2-2-2
お問い合わせセンター	(下記参照)	/
JR東日本の列車時刻や運賃・料金、お忘れ物などのお問い合わせにご利用になれます。 〔列車時刻、運賃・料金、空席情報案内〕		
ご意見承りセンター	050-3369-6666	/
JR東日本に関するご意見・ご要望を承っています。		
東武鉄道株式会社	03-5962-2065 (総務部庶務担当)	〒131-0045 東京都墨田区 押上2-18-2
お客さまセンター	03-5962-0102	/
<p>受付時間 8:30～19:00 年中無休（ただし年末年始を除く）</p> <p>ガイダンスにしたがって、下記の4つのうちからお問い合わせ内容の番号を選択してください。</p> <p>1.特急券のご予約・空席照会</p> <p>2.お忘れ物のお問い合わせ</p> <p>3.列車時刻や運賃、沿線観光情報、その他のお問い合わせ</p> <p>4.ご意見・ご要望</p> <p>コミュニケーター（お客さまセンター担当者）が出ますので、お話しください。</p> <p>※お客さまからいただいたお電話は、内容を正確にうけたまわるため、録音させていただいております。</p> <p>※お客さまの個人情報につきましては、責任を持って管理をし、他の目的では使用いたしません。</p>		
わたらせ渓谷鐵道株式会社	0277-73-2110 (代表)	376-0101 群馬県みどり市 大間々町大間々 1603-1
ご意見、ご要望 受付時間 9:00～17:00		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
上毛電気鉄道株式会社	027-231-3597 (代表)	〒371-0016 前橋市城東4-1-1
総務部 お客様窓口	同上	
ご意見、ご要望		
上信電鉄株式会社	027-323-8066 (総務部総務・経 理)	〒370-0848 高崎市鶴見町51
鉄道部	027-323-8073	
運行時刻・運賃等に関するお問合せ先		
自動車部	027-325-2410	
バスの運行時刻・運賃等に関するお問合せ先		
一般社団法人 群馬県バス協会	027-231-3597 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町588
群馬県タクシー協 会	027-261-2071 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町588
受付時間 平日9:00~17:00		

公務員の処遇等

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
勤務条件や勤務環境等		
人事院 公平審査局 職員相談課	03-3581-3486	〒100-8913 東京都千代田区 霞が関 1-2-3 中央合同庁舎第5号館別 館
<p>(概要) 一般職の国家公務員（非常勤職員を含みます。行政執行法人の職員は対象となっていません。）からの勤務条件や勤務環境等に関する悩みについて、広く相談に応じています。なお、職場内の問題は、その組織内で相談することにより迅速な解決につながる場合が少なくありませんので、所属府省内の職員相談窓口も活用しましょう。 受付時間 平日9：00～18：00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
人事院 関東事務局 第一課 公平勤務係	048-740-2005	〒330-9712 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階
<p>(概要) 受付時間 平日9：00～17：00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
群馬県 人事委員会事務局 総務・審査係	027-226-2743	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎26階 南側
<p>(注) 群馬県職員の勤務条件や勤務環境等に関する悩み</p>		
<p>市町村職員の処遇等の相談は、各市町村（364ページ～365ページ参照）の公平委員会にご照会ください。</p>		

公務員の処遇等

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
心の悩み		
人事院 こころの健康相談室	03-3581-5311 (内線2569)	〒100-8913 東京都千代田区 霞が関 1-2-3 中央合同庁舎第5号館 別館2階打合室
(概要) 一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）及びその家族。職場の上司・同僚・健康管理担当者も相談対象者となります。 メンタルヘルスの専門医による面談（相談所要時間は1回当たり45～60分程度程度、相談費用は無料）。毎月3回15：00～18：00の間で開設しております。 相談受付は事前予約制です。原則として、相談日の前の週の金曜日（午前中）までに電話又はメールにより予約を行ってください。 受付時間 平日9：00～18：00（祝日及び年末年始を除く）		
人事院関東事務局 こころの健康相談室	048-740-2005	〒330-9712 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階
(概要) 関東甲信越管内に勤務する一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）及びその家族。職場の上司・同僚・健康管理担当者も相談対象者となります。 メンタルヘルスの専門医による面談（相談所要時間は1回当たり40分程度、相談費用は無料）。毎月1回月曜日13：00～15：00の間で開設しております。 相談受付は事前予約制です。相談日の10日前までに電話又はメールにより予約を行ってください。 受付時間 平日9：00～17：00（祝日及び年末年始を除く）		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益通報者保護制度相談ダイヤル	03-3507-9262	〒100-8958 東京都千代田区 霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 消費者庁消費者制度課
<p>(相談概要) 公益通報者保護制度相談ダイヤルでは、企業の従業員、事業者、行政機関職員等から寄せられる各種相談を受け付けます。</p> <p>相談の内容 ○公益通報者保護法に関する相談 ○各種ガイドラインに関する相談 ○通報先（処分権限を有する行政機関）に関する相談など</p> <p>受付時間 平日9:30～12:30、13:30～17:30 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 個別具体の相談については、関係府省等の窓口（外部通報・相談窓口を表記）にご相談ください。なお、関係府省等の相談窓口と実際の通報窓口は異なる場合があります。</p>		
内閣府本府 相談窓口	03-5253-2111 (代表)	〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1 総理大臣官房総務課
<p>(注) 内閣府が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、内閣府が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。なお、法律別に、通報窓口が異なります。</p>		
公正取引委員会相談窓口	/	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟
独占禁止法関係	03-3581-5471 (代表)	官房総務課
下請法関係	03-3581-3373	経済取引局取引部 企業取引課
<p>(注) 公正取引委員会が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、公正取引委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国家公安委員会通 報・相談窓口	03-3581-0141 (警察庁代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) ※ 警察庁代表電話の担当者に、国家公安委員会に対する公益通報である旨、お申し付けください。 ※※ 国家公安委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、国家公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		
警察庁 通報・相談窓口	03-3581-0141 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) ※ 警察庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、警察庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		
個人情報保護委員 会受付窓口	03-3581-0141 (代表)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32階 個人情報保護委員会事務
(注) 個人情報保護委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、個人情報保護委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
金融庁相談窓口	0570-016811 (ナビダイヤル)	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 金融庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、金融庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
証券取引等監視委員会公益通報窓口	03-3581-9854	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館 事務局市場分析審査課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~18:15 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ 証券取引等監視委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、証券取引等監視委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
消費者庁窓口	03-3507-8800 (代表)	〒100-8958 東京都千代田区 霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 消費者庁総務課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~18:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ 消費者庁が所管している法令(消費者庁が事業者等に対して処分又は勧告等の権限を有するもの)の違反行為及び違反の疑いのある行為に該当するものについて、消費者庁に通報することができます。</p>		
復興庁 お問い合わせ窓口	03-6328-0283	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 復興庁総括班 (法令遵守担当)

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省 受付窓口 (コンプライアンス 室)	FAX 03-5253-5285 03-5253-5111 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 総務省大臣官房政策評価 広報課内公益通報受付 窓口
(注1) 総務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、総務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。 (注2) 総合通信局が窓口となっている業務(下記参照)は、本省では受け付けていません。		
関東総合通信局 受付窓口	FAX 03-6238-1629 03-6238-1600 (代表)	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 関東総合通信局内公益 通報受付窓口
(注1) 関東総合通信局が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、関東総合通信局が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。 (注2) 総合通信局が窓口となっている下記対象法律に係る公益通報は、本省では受け付けていません。 ○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号) ○電波法(昭和25年法律第131号)(コミュニティ放送に関する部分に限る) ○放送法(昭和25年法律第132号)(コミュニティ放送及び有線一般放送に関する部分に限る) ○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(特定信書便事業(その提供する信書便役務のうち2以上の総合通信局等の長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。))に関する部分に限る。 ○放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第2条による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法務省 通報・相談窓口	03-3580-4111 (代表)	〒100-8977 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 法務省大臣官房人事課内 公益通報通報・相談窓口
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 法務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、法務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
東京矯正管区 通報・相談窓口	048-600-1500 (代表)	〒330-9723 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館13階 東 京矯正管区総務課内 公 益通報通報・相談窓口
関東地方更生保護 委員会 通報・相談窓口	048-600-0181 (代表)	〒330-9725 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館21階 関 東地方更生保護委員会総 務課内 公益通報通報・ 相談窓口
東京法務局 通報・相談窓口	03-5213-1234 (代表)	〒102-8225 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局職員課内 公益通報通報・相談窓口
前橋地方法務局 通報・相談窓口	027-221-4466 (代表)	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎5階 前橋地方法務局総務課内 公益通報通報・相談窓口
東京入国管理局 通報・相談窓口	03-5796-7111 (代表)	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局職員課内 公益通報通報・相談窓口

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋保護観察所 通報・相談窓口	027-237-5010 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎 前橋保護観察所 企画調整課内 公益通報通報・相談窓口
前橋刑務所 通報・相談窓口	027-221-4247 (代表)	〒371-0805 前橋市南町1-23-7 前橋刑務所庶務課内 公益通報通報・相談窓口
赤城少年院 通報・相談窓口	027-283-2020 (代表)	〒371-0222 前橋市上大屋町60 赤城少年院庶務課内 公益通報通報・相談窓口
榛名女子学園 通報・相談窓口	0279-54-3232 (代表)	〒370-3503 北群馬郡榛東村 新井1027-1 榛名女子学園庶務課内 公益通報通報・相談窓口
前橋少年鑑別所 通報・相談窓口	027-233-3183 (代表)	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7 前橋少年鑑別所庶務課内 公益通報通報・相談窓口
最高検察庁 通報・相談窓口	03-3592-5611 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 最高検察庁総務課内 公益通報相談窓口

(概要)

最高検察庁の公益通報窓口では、検察庁又はその職員についての法令等の違反行為に関する通報・相談を受け付けております。

受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）

（注）最高検察庁が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、検察庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京高等検察庁	03-3592-5611 (代表)	〒100-8904 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館 A棟
前橋地方検察庁	027-235-7800 (代表)	〒371-8550 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
公安調査庁 通報窓口	03-3592-5711 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 公安調査庁内 公益通報窓口
<p>(注) 公安調査庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、公安調査庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
関東公安調査局 通報窓口	03-3261-8585 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎 関東公安調査局内 公益通報窓口
外務省 相談窓口	03-3580-3311 (内線5540)	〒100-8919 東京都千代田区 霞が関2-2-1 外務省 監察査察室内
<p>(概要) ※公益通報であることを明示の上、御連絡願います。 (注) 外務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、外務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
財務省 お問い合わせ 窓口	03-3581-4111 (内線2975)	〒100-8940 東京都千代田区 霞が関3-1-1 財務省大臣官房文書課 行政相談係
<p>(注) 財務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、財務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。なお、法律別に、通報・相談窓口が異なります。</p>		
関東財務局 お問い合わせ 窓口	048-600-1092	〒330-9716 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 関東財務局総務部 財務広報相談室
<p>(概要) 公益通報の対象となる法律により担当課が異なります。 また、関東財務局における公益通報窓口の受付対象は当局の管轄区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)に限られます。 (注) 財務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、財務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
国税庁 受付・相談窓口	03-3581-4161 (代表)	〒100-8978 東京都千代田区 霞が関3-1-1 国税庁長官官房総務課 情報公開・個人情報保護 室
<p>(概要) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)においては、公益通報の対象となる法律に関して処分又は勧告等を行う権限を有する省庁が公益通報を受け付ける仕組みとなっております。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東信越国税局 受付・相談窓口	048-600-3111 (代表)	〒330-9719 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館20階 関東信越国税局総務部 総務課情報公開・個人情報 保護窓口
文部科学省 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線2172)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館 文部科学省大臣官房総務 課広報室公益通報者保護 専門官
<p>(注) 文部科学省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、文部科学省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
スポーツ庁 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線3019)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館 スポーツ庁政策課
<p>(注) スポーツ庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、スポーツ庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
文化庁 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線2808)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 (文化庁庁舎) 文化庁庁長官官房政策課 人事係
<p>(注) 文化庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、文化庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
農林水産省 公益通報受付窓口	03-3591-6529	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館 農林水産省本省消費者の 部屋
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 農林水産省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、農林水産省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
関東農政局 公益通報受付窓口	048-740-0358	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 消費者の部屋
経済産業省 公益通報窓口	03-3501-1657	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1本館10階 経済産業省大臣官房広報 室公益通報窓口
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 経済産業省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、経済産業省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。経済産業省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は経済産業本省大臣官房広報室で一元的に相談・受付となります。</p>		
国土交通省 公益通報相談 窓口	03-5253-8124	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 国土交通省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、国土交通省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。国土交通省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は国土交通省本省で一元的に相談・受付となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
環境省 公益通報窓口・相談窓口	03-3581-3351 (代表)	〒100-8975 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館 環境省大臣官房総務課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く） 環境省が処分等の権限を有する事業者の法令違反について、通報・相談を受け付けます。 （注）環境省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は環境省大臣官房総務課で一元的に相談・受付となります。</p>		
防衛省本省 公益通報窓口	03-3268-3111 (内線) 20499	〒162-8801 東京都新宿区 市谷本村町5-1 防衛省大臣官房文書課
<p>(概要)</p> <p>①防衛省本省が処分や勧告等をする法的な権限を有していること、②事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（証拠資料等）があること、③不正な目的でないことの要件を満たしているものについては、防衛省本省に公益通報ができます。防衛省本省とは、防衛装備庁以外の機関等を指し、内部部局、防衛大、防衛医大、防衛研究所、各幕僚監部、各自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局の機関等が含まれます。</p>		
防衛装備庁 公益通報窓口	03-3268-3111 (内線) 35843、35844	〒162-8801 東京都新宿区 市谷本村町5-1 防衛装備庁長官官房監察 監査・評価官
<p>(概要)</p> <p>①防衛装備庁が処分や勧告等をする法的な権限を有していること、②事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（証拠資料等）があること、③不正な目的でないことの要件を満たしているものについては、防衛装備庁に公益通報ができます。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 公益通報 受付・相談窓口	027-226-2277	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎2階 県民センター
<p>(概要)</p> <p>県が処分または勧告等を行う権限を持っていない法令違反行為については、国や市町村等、権限を持つ行政機関を教示することになります。</p>		
群馬県警察本部 公益通報窓口・相 談窓口	027-243-0800	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く) 群馬県公安委員会及び群馬県警察が処分又は勧告等の権限を有するものに限り、受け付けます。</p>		